

茨城県転院搬送ガイドライン

はじめに

本県の救急搬送人数は、年々増加傾向にあり、平成26年には、11万人に達しました（平成16年と比べ、約2割増加）。このうち、転院搬送が占める割合は9,844人となっており、約11人に1人は、転院搬送のために救急車が出動した状況となっています。

しかし、救急要請が増加すると、必ずしも現場直近の救急車が出動できるとは限らない場面も増えてしまうことが考えられ、一刻を争う重症な傷病者の救命活動に支障を来す可能性が危惧されています。

県内の消防本部では、救急要請に迅速かつ的確に対応するため、ドクターカーやドクターヘリとの連携等を含め、種々の取組みを行っておりますが、真に救急車を必要としている方に救急車を御利用いただくためには、県民はもちろん、医療機関の御理解と御協力が不可欠となります。

本書は、医療関係者の皆様に、転院搬送に係る理解を深めていただくとともに、それによって緊急を要する傷病者が救急車を迅速に利用できることを目的として作成しました。医療機関の皆様におかれましては、本書を御一読のうえ、転院搬送を実施いただきますようお願いいたします。

○本書の内容

項目	内容	ページ
1 転院搬送の基本的な考え方	(1) 転院搬送の本来の実施主体 (2) 救急隊が行う救急業務との関係	2～3
2 救急隊への転院搬送の依頼手順	(1) 救急隊が転院搬送を行う要件 (2) 転院搬送の依頼手順	4～5
3 参考資料	(1) 民間救急車（患者等搬送事業者）について (2) 本県における理由別・時間帯別救急出動件数	6～9

1 転院搬送の基本的な考え方

(1) 転院搬送の本来の実施主体

既に医療機関に収容されている患者を他の医療機関に搬送することは、病室から手術室に搬送するのと同様、医療機関の管理と責任において実施するものとされています。(昭和49年12月13日付け消防安第131号 消防庁安全救急課長通知)

なお、医療法第22条、医療法施行規則第22条において、地域医療支援病院は救急車または患者輸送車を備えるべき旨規定されています。

○医療法及び医療法施行規則（抜粋）

法令名	規定内容
①医療法	第22条 地域医療支援病院は、前条第1項（第9号を除く。）に定めるもののほか、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。 9 その他厚生労働省令で定める施設
②医療法 施行規則	第22条 法第22条第9号の規定による施設は、救急用又は患者輸送用自動車及び医薬品情報管理室とする。

○参考（転院搬送と「転送」の違い）

転院搬送は、既に医療機関に収容されている傷病者を他の医療機関に搬送することをいいます。

これに対し「転送」は、救急隊が傷病者をある医療機関に搬送したものの、専門外等の理由により医療機関に収容されず、そのまま別の医療機関に搬送することをいいます。

「転送」は、「継続中の救急業務」であるため、救急隊が傷病者の搬送を行います。この「転送」は、直近の医療機関で緊急の初療のみを受ける場合などに行われます。

(2) 救急隊が行う救急業務との関係

一方、救急隊の行う救急業務は、消防法第2条第9項及び消防法施行令第42条で規定されていますが、転院搬送については具体的な定めがなく、原則として救急業務の対象ではないこととされています。

しかし、昭和49年12月13日付けの消防庁の通知では、以下のような要件を満たす場合に限り、救急業務の対象になるとの見解が示されました。

○救急隊が転院搬送を行う要件（いずれも満たす必要あり）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・当該医療機関において治療能力を欠くこと。・他の専門病院に緊急に搬送する必要があること。・他に適当な搬送手段がないこと。 |
|--|

なお、救急隊が転院搬送を行う場合には、原則として搬送中の傷病者の管理を当該医療機関の管理と責任において実施する必要があるため、「医師が同乗すること」を遵守すべきであるとされています。

2 救急隊への転院搬送の依頼手順

前記1（2）のとおり、救急隊が転院搬送を実施するためには、一定の要件が必要となります。

医療機関においては、転院搬送を依頼しようとする患者が、次の（1）のすべての要件を満たす方であるかを確認し、要件を満たす場合には、（2）の手続きにより、各市町村を管轄する消防本部に転院搬送を依頼するようお願いします。

（1）救急隊が転院搬送を行う要件（3点すべて満たす必要あり）

ア 緊急に処置（検査を含む）が必要な患者であること

- ・緊急に処置を行わなかった場合、生命や予後に重大な影響が生じるおそれのある患者等

イ 転院元での処置が困難な患者であること

- ・高度な医療、特殊疾患等に対する専門医療が必要な患者等

ウ 転院元の医師が、救急隊以外による搬送が不可と判断した患者であること

- ・民間救急車、医療機関の救急車や患者搬送車での搬送が困難な理由がある場合等

（2）転院搬送の依頼手順

ア 転院搬送要件の該当有無の確認

- ・転院元の医師は、転院搬送を依頼しようとする患者が（1）の3要件を満たしているか、御確認をお願いします。
- ・民間救急車、医療機関の救急車や患者搬送車での搬送が不可能であるかも併せて確認願います。（参考1）
- ・病院ヘリポート等（国土交通大臣の許可を得た非公共用ヘリポート又は飛行場外離着陸場）を有する医療機関においては、遠距離の転院搬送（搬送に概ね2時間以上を要するもの）に当たり、ヘリでの搬送についても検討願います。

イ 転院先の決定

- ・転院元の医師は、事前に転院先を決定し、受入れに係る了解を得ておいてください。

ウ 消防本部への転院搬送依頼

- ・転院元の医師は、119番通報を行い、救急隊に転院搬送の依頼をする際に、以下の「伝達内容」をお伝えください。

（ア）依頼元病院の病院名、住所

（イ）転院先病院名

（ウ）傷病者の年齢、性別、搬送理由（病名等）

（エ）現在の処置状況、搬送時に継続する処置内容

（オ）同乗する医療従事者（医師、看護師）

(カ) 救急隊が向かう場所（救急外来，正面玄関等）

(キ) 準備資機材（吸引，酸素，保育器等）

- ・ 医師は，救急隊到着後，救急隊に口頭で搬送に必要な事項の申し送りを行ってください。

エ 転院搬送の準備

- ・ 医師は，救急隊到着までに，カルテ，資器材，薬品等を揃えとともに，救急隊が迅速に搬送を行えるよう，患者の場所の移動をお願いします。

オ 転院元の医師の救急車への同乗

- ・ 搬送中の患者の容体管理は，転院元の医師の責任により行っていただく必要があるため，原則として転院元の医師または看護師が同乗願います。
- ・ 同乗が困難な場合は，転院元の医師が患者や家族等に対し，救急隊のみで搬送する旨説明し，了解を得ておいてください。
- ・ 転院先からの帰院に当たっては，地域救急医療体制確保の観点から，救急車に同乗して帰院できるものとします。ただし，途中で別の救急要請があった場合には，救急現場まで同乗いただく（又は途上で降車いただく）など，円滑な救急業務の実施に御協力願います。

○参考（医師が救急車等に同乗して診療を行ったときの診療報酬）

患者を救急車等（医療機関の救急車，消防本部の救急車を含む）で保険医療機関に搬送する際，診療上の必要から同乗して診療を行った場合は，「救急搬送診療料」を算定できることとなっています。

「救急搬送診療料」の内容	点数
救急自動車等に同乗した場合	1,300点
新生児加算	1,500点
乳幼児加算（6歳未満）	700点
長時間加算（30分超え）	700点

※入院基本料を算定した日には，救急搬送診療料は算定できません。

（外来の患者の転院搬送などについては算定可能です。）

3 参考資料

(1) 民間救急車（患者等搬送事業者）について

「症状は軽いものの転院のための交通手段がない」といった場合には、民間救急車の利用も御検討ください。

ア 民間救急車とは

- ・民間救急車は、通院などの場面で、緊急性がない方の搬送を有償で行う民間の搬送事業者です。乗務員は一定の救命講習を修了しており、車両にはストレッチャーや車椅子を使用したまま乗車、運航できる仕組みを備えています。
- ・民間救急車の認定は、消防庁の「患者等搬送事業指導基準」(※)に基づき、各消防本部が行っています。

※URL <http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2005/pdf/200508kyuu87.pdf>

イ 民間救急事業者一覧（連絡先等）

参考1のとおり

(2) 本県における理由別・時間帯別救急出動件数

参考2のとおり

(参考1) 民間救急事業者一覧

(平成30年4月1日時点)

番号	事業者名	所在地	電話番号	認定 消防本部	固定可能設備		営業時間帯			休業日	利用可能地域 (市町村等)
					ストレッチャー	車椅子	曜日	時間帯	備考		
1	株式会社 第一常陽タクシー	水戸市渋井町620-3	029-225-6362	水戸市	○	○	全日	7時～19時		なし	県内全域
2	ソフトQ2車	水戸市五軒町1丁目5-48	029-224-5992	水戸市	○	○	月～土	9時～18時	・左記の時間帯は電話受付 ・日、祝日は事前受付があれば対応可能	日、祝日	県内全域
3	有限会社 あんしんネット	水戸市浜田町415-3	029-228-3333	水戸市	○	○	全日	終日		なし	県内全域
4	株式会社 Vita養民救	水戸市千波町1661-4 クレールメゾン桜112	029-306-9989	水戸市	○	○	全日	8時～18時		なし	県内全域
5	株オヤマ あさがおケアサービス	日立市千石町2-4-6	0294-35-7340	日立市	○	○	月～金	8時～17時	左記以外の時間帯でも可能な限り対応	土、日、祝日	県内全域
6	あおぞら福祉タクシー	土浦市並木1-6-10	029-827-2000	土浦市		○	全日	終日		なし	土浦市、つくば市、 かすみがうら市、阿見町
7	アクセス介護福祉タクシー	土浦市大手町7番5号	029-846-6037	土浦市	○	○	全日	終日		なし	土浦市、つくば市、 阿見町、牛久市
8	アルファ介護福祉タクシー	土浦市中高津二丁目10番43号	029-827-0308	土浦市	○	○	全日	終日		なし	県内全域
9	福祉タクシー銀河(株式会社Milky Way service)	石岡市半ノ木11086-2	0299-23-4395	石岡市	○	○	全日	終日	・基本的に予約制 ・予約時間は7時から19時 ・予約により24時間対応	なし	県内全域
10	堀越民間救急サービス	常陸太田市寿町598-4	0294-72-9199	常陸太田市	○	○	月～土	9時～18時		日、祝日	県内
11	有限会社 さつき観光	笠間市笠間2481番地7	0296-73-0918	笠間市	○	○	月～土	7時～19時		日、祝日	県内
12	福祉タクシー かさまのにゃんこ	笠間市旭町638-5	0296-73-4028	笠間市	○	○	不定休	終日		不定休	県内全域
13	福祉タクシーまちい	笠間市笠間2242-5	0296-72-6954	笠間市		○	月～土	8時～17時		日、祝日	県内
14	つくばケアタクシーいしはま	つくば市上郷7031	029-869-4012	つくば市	○	○	月～土	8時～18時		日、祝日	県内全域
15	有限会社レグルス(福祉タクシー きらきら きらり)	つくば市田中1841	029-867-6577	つくば市	○	○	月～日	8時～17時	予約優先だが空いていれば搬送可能	予約が入っていない場合は土、日、祝日は休み	県内全域
16	ドレックスカーゴ株式会社	かすみがうら市上稲吉1829番地32	0299-59-1717	かすみがうら市	○	○	月～土	8時～18時	・時間外は電話転送対応 ・日曜日でも対応可	日	県内全域
17	有限会社 関根自動車 介護支援センターたんぼぼ	猿島郡境町大字伏木4074番地1	0280-81-3083	茨城西南広域	○	○	月～金	8時～17時		土、日、祝日	境町、坂東市
18	医療機関搬送 サービス 絆	猿島郡境町内門520-6	0280-33-7035	茨城西南広域	○	○	全日	終日		なし	県内全域
19	ころなケアタクシー	坂東市岩井1570-1	080-9696-0567	茨城西南広域	○	○	全日	終日		なし	県内全域

番号	事業者名	所在地	電話番号	認定 消防本部	固定可能設備		営業時間帯			休業日	利用可能地域 (市町村等)
					スレッ チャー	車椅子	曜日	時間帯	備考		
20	有限会社 昊栄	筑西市門井1675-1	0296-57-9971	筑西広域	○	○	月～土	8:30～17:30 (土～12:30)		日、祝日、4/1、8/14 ～8/16、12/31～1/3	県内、栃木県小山市等
21	ケアタクシーA(エース)	筑西市赤浜115	0296-54-5447	筑西広域	○	○	月～土	8時～18時		日(基本)	県内
22	ハッピーツアーズ	桜川市真壁町椎尾1161	0296-45-8390	筑西広域	○	○	全日	終日		なし	出発・目的地のいずれかが県内
23	(有)三妻寝台自動車	常総市三坂町1639-7	0297-22-7023	常総広域	○	○	全日	終日		なし	県内、栃木県
24	㈱守谷福祉協会	守谷市大柏1007-24	0297-34-0294	常総広域	○	○	全日	終日		なし	県内
25	介護タクシーかたつむり	守谷市松ヶ丘3-12-13	0297-46-1722	常総広域	○	○	全日	終日		なし	県内
26	なまい介護タクシー	常総市川崎町甲819	0297-22-7821	常総広域		○	全日	終日		なし	県内
27	つくばね介護タクシー	稲敷郡阿見町鈴木23-19	029-888-3570	稲敷広域	○	○	予約制	7時～20時	あらかじめ予約があれば時間外であっても対応可能	なし(予約制)	出発地又は到着地が県内であれば制限なし
28	福祉タクシー・イテムラアキラ	牛久市栄町6丁目404番地	029-874-7811	稲敷広域		○	全日	9時～17時	予約制	なし	制限なし
29	やどかり介護・歩む観光・タクシー	牛久市上柏田1丁目44番地2号	090-5539-1180	稲敷広域	○	○	全日	終日		なし	制限なし
30	ケアタクシーアドヴァンス	牛久市ひたち野3丁目23番地16	029-845-3977	稲敷広域	○	○	全日	8時～20時	予約の場合(24時間対応)	なし	県内発
31	水郷エスコート	稲敷市上ノ島2476番地	0478-50-2929	稲敷広域	○	○	全日	終日		なし	茨城県内、千葉県内
32	介護タクシー・ハートハウス	鹿嶋市宮中324-9 ニューマリッチ鹿嶋105	0299-77-9351	鹿島地方	○	○	月～土	8時～20時		日	鹿嶋市周辺

※利用手続き、料金等、詳細につきましては各事業者にお問合せください。

(参考2) 本県における理由別・時間帯別救急出動件数(平成28年)

時間帯	急病	一般負傷	交通事故	転院搬送	労働災害	自損行為	運動競技	加害	火災	その他	合計
0～1時台	4,371	587	303	132	14	81	1	98	34	112	5,733
2～3時台	3,729	368	233	95	18	52	0	64	35	67	4,661
4～5時台	3,951	439	280	90	17	57	0	28	34	74	4,970
6～7時台	6,768	1,051	1,025	141	47	96	8	27	40	99	9,302
8～9時台	9,088	2,037	1,666	1,390	231	114	78	27	67	250	14,948
10～11時台	8,262	1,985	1,453	2,246	299	104	252	27	83	271	14,982
12～13時台	7,763	1,804	1,304	2,017	187	114	213	28	70	262	13,762
14～15時台	7,194	1,888	1,486	1,457	237	109	175	33	84	293	12,956
16～17時台	7,388	1,819	1,868	1,348	145	108	99	42	56	180	13,053
18～19時台	8,376	1,756	1,669	679	80	148	52	75	69	135	13,039
20～21時台	7,511	1,290	863	346	43	109	32	92	52	149	10,487
22～23時台	6,037	933	538	259	30	87	12	118	32	127	8,173
合計	80,438	15,957	12,688	10,200	1,348	1,179	922	659	656	2,019	126,066

: 各時間帯で、最も件数が多いもの
 : 各時間帯で、2番目に件数が多いもの

- ※1 全体として、最も多いのは「急病」。次いで「一般負傷」。
- ※2 通勤時間帯には「交通事故」の割合が大きくなる。
- ※3 正午前後の時間帯には、「転院搬送」の割合が大きくなる。